

令和8年第1回定例会

斑鳩町議会会議録

令和8年3月24日

午前9時30分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員（12名）

1番	溝部 真紀子	2番	齋藤 文夫
3番	中川 靖広	4番	小城 世督
5番	伴 吉晴	6番	坂口 徹
7番	嶋田 善行	8番	井上 卓也
9番	横田 敏文	10番	宮崎 和彦
12番	木澤 正男	13番	奥村 容子

1, 欠席議員（1名）

11番 濱 真理子

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 福田 善行 係 長 吉川 也子

1, 地方自治法第121条による出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 惠三
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	西 卷 昭 男
総 務 課 長	松岡 洋右	安全安心課長	曾 谷 博 一
政策財政課長	中尾 歩美	税 務 課 長	真 弓 啓
住民生活部長	中原 潤	住民生活部次長	北 典 子
福 祉 課 長	大塚 美季	国保医療課長	猪 川 恭 弘
環境対策課長	東浦 寿也	都市建設部長	上 田 俊 雄
建設農林課長	田口 三十士	会 計 管 理 者	安 藤 晴 康
教 育 次 長	本庄 徳光	教委総務課長	仲 村 佳 真

1, 議事日程

- 日 程 1. 建設常任委員長報告について
- 日 程 2. 厚生常任委員長報告について
- 日 程 3. 総務常任委員長報告について
- 日 程 4. 予算審査特別委員長報告について
- 日 程 5. 各常任委員会の閉会中の継続審査について
- 日 程 6. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程 1. 発議第 2 号 斑鳩町議会傍聴規則の一部を改正する規則について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時30分 開議)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

なお、濱議員から、欠席の通告を受けております。

これより本会議を再開し、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。

これに従い、議事を進めてまいります。

まず、日程1. 建設常任委員長報告についてを議題とし、建設常任委員長の審査結果報告を求めます。

2番、齋藤委員長。

○建設常任委員長（齋藤文夫君） それでは、開会中の3月11日に開催した建設常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

初めに、本委員会に付託されました3議案について、すべて満場一致で原案通り可決・認定すべきものと決しましたことをご報告いたします。

議案第6号 斑鳩町下水道条例の一部を改正する条例について、地震等の災害時に多くの家屋で排水設備等が破損し、市町村の指定を受けた排水設備指定工事店自身も被災した場合に、災害復旧を円滑に実施できるよう所要の改正を行うものと説明がありました。

委員等より、排水設備指定工事店の公募の必要性について、工事の契約形態について、他の自治体の対応についての質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、議案第11号 令和7年度斑鳩町下水道事業会計補正予算（第2号）について、収益的収入及び支出で33万4千円の増額補正を、資本的収入及び支出で170万円の減額補正するもので、令和7年の人事院勧告等による人件費の補正と説明がありました。

委員より、マイナス補正になっている理由について、来年度の人員体制についての質疑があり理事者より答弁されています。

次に、認定第1号 町道認定について、8路線を町道認定すると説明がありました。

委員より、位置指定道路の内容についての質疑があり理事者より答弁されています。

次に、継続審査について、（1）都市基盤整備事業に関することについては、特に報告する事項はないとのことでしたが、委員より、法隆寺駅から新西和医療センターまでの歩道について、新西和医療センターへのバス運行についての質疑があり理事者より答弁されています。

次に、(2)斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについては、ひとつ目に、「斑鳩考古学講座」について、「続・地下に埋もれた遺跡めぐり」と題して、町内の西側に所在する神代古墳、龍田城跡などの遺跡を案内する講座を、3月7日に開催し、11人の方にご参加いただいたこと。二つ目に、奈良大学との共同調査の経過について、瓦塚3号墳の範囲の確認を目的とした発掘調査を2月16日から開始して、墳丘の葺石を検出し、埴輪の破片が出土したと報告がありました。委員より、質疑等はありませんでした。

次に、各課報告事項として、議案第8号 令和7年度斑鳩町一般会計補正予算(第12号)について、当委員会所管にかかる事項の報告を受けました。

委員等より、創業支援補助金について、既存木造住宅の耐震改修支援事業補助金の不用額について、工事の次年度繰越し理由についての質疑があり理事者より答弁されています。

また、口頭報告として、斑鳩町営長田団地の歩道部の水道補修工事後の復旧について報告がありました。

委員より、アスファルト工事の手法について質疑があり理事者より答弁されています。

次に、その他について、委員等より、旧太子堂の南側の町道補修工事等についての質疑や意見があり、理事者より答弁されています。

最後に、継続審査の取り扱いを確認し、建設常任委員会を閉会しました。

以上が、当委員会の審査の概要です。詳細につきましては会議録に整理いたしますので、ご覧いただきますようお願いしまして、報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長(中川靖広君) 次に、日程2. 厚生常任委員長報告についてを議題とし、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。

13番、奥村副委員長。

○厚生常任副委員長(奥村容子君) それでは、開会中の3月13日に開催した厚生常任委員会の審査の概要について報告をさせていただきます。

初めに本委員会に付託されました5議案について、すべて満場一致で原案通り可決すべきものと決しましたことをご報告いたします。

まず、議案第1号 斑鳩町乳児等通園支援事業の実施に関する条例について、斑鳩町における子育て支援のさらなる充実をはかるため、児童福祉法及び子ども・子育て支援法等に基づく乳児等通園支援事業の実施に関し、本条例を制定するものです。本条例の

施行規則についてもあわせて説明がありました。

実施施設として町立保育所や基準に適合する施設を指定すること、対象は町内に住所を有する乳児等であること、利用料は1時間300円を基本とし、生活保護世帯や所得割課税額が一定以下の世帯に対する減免措置を設けることなどが説明されました。

委員より、利用の申し込み方法や利用料の支払い方法について、また、預かる時間帯における食事やおやつの提供について質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、議案第4号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、令和8年度から子ども子育て支援金制度が創設されることに伴い、本条例において所要の改正を行うものです。基礎課税額の課税限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を24万円から26万円に引き上げること、子ども子育て支援納付金課税額等について説明がありました。

次に、議案第5号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について、介護保険法施行令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、本条例において所要の改正を行うものです。

令和7年度税制改正において給与所得控除の見直しが行われたことに伴い、この見直しによる令和8年度の第1号被保険者の保険料への影響を遮断し、第9期介護保険事業計画における、保険者の責めに帰さない保険料収入不足を可能な限り防ぐため、所要の改正を行うとの説明がありました。

次に、議案第9号 令和7年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、今回の補正予算は、人件費所要額の補正、保険基盤安定負担金の確定等に伴う予算補正で、歳入歳出それぞれ2,515万8千円を追加し、29億6,906万5千円とするものです。

次に、議案第10号 令和7年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、今回の補正予算は、保険事業勘定については、令和7年の人事院勧告等による人件費に係る予算補正等で、保険事業勘定について、歳入歳出それぞれ203万9千円を追加し、30億1,375万3千円とするものです。また、介護サービス事業勘定については予算の総額を補正することなく、歳出予算の款項のみを補正するものです。

次に、継続審査、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてです。生駒市への可燃ごみの搬入方法の変更について報告がありました。

ごみ積替え施設のダストドラムに亀裂が生じ稼働を停止したことに伴い、施設の修繕や更新を検討した結果、施設の維持管理費や緊急時の対応などを考慮し、当初予定して

いたパッカー車による運搬からコンテナによる運搬方法に変更するとのことでした。

委員より、戸別収集時のカラス被害対策として、カラスよけネットの希望者への配布について質疑があり、理事者より答弁されております。

次に、各課報告事項として、議案第8号 令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第12号）につきまして、住民生活部が所管する内容について説明がありました。

また、口頭報告として、介護給付費返還命令取消等請求事件について、令和8年度の保育施設の二次選考後の入所見込み数について報告がありました。

委員等より、介護給付費返還命令取消等請求事件の弁護士費用の負担等について質疑があり、理事者より答弁されております。

その他については、委員からの質疑はありませんでした。

以上が当委員会の審査の概要です。詳細につきましては会議録に整理いたしましたのでご覧いただきますようお願いいたします。報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程3. 総務常任委員長報告についてを議題とし、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。

4番、小城委員長。

○総務常任委員長（小城世督君） それでは、開会中の3月16日に開催した総務常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

はじめに、本委員会に付託されました4議案については、すべて満場一致で原案どおり可決すべきものと決しましたことをご報告いたします。

議案第2号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてです。本条例改正は、令和7年の人事院勧告に基づき、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことから、この改正内容に準じて、町長、副町長、教育長の期末手当の支給月数を引き上げるものです。委員より、改定による影響額について質疑があり、理事者より答弁されております。

次に、議案第3号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例及び斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてです。本条例改正は、令和7年の人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、この改正内容に準じて、本町の一般職の職員の給与改定を行うものです。委員より、給与改定の影響額や会計年度任用職員の給与の取扱い等について質疑があり、

理事者より答弁されています。

次に、議案第7号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてです。本条例改正は、政令改正に伴い、消防作業等従業者の補償基礎額等の見直しを行うものであります。本議案については、質疑はありませんでした。

次に、議案第8号 令和7年度一般会計補正予算（第12号）についてです。本補正予算は、歳入歳出それぞれ3億7,315万円を追加し、総額124億3,715万1千円とするもので、令和7年の人事院勧告等による人件費等の補正や、事業費が当初見積りを上回ることに伴う増額補正、事業完了などにより不用額が確定している事業に係る減額補正等を行うものです。委員より、地方交付税の内容や寄附金、マラソン大会中止に伴う対応等について質疑があり、理事者より答弁がありました。

次に、継続審査についてであります。学校教育環境についてを議題とし、理事者に報告を求めたところ、ひとつ目に、斑鳩町学校施設長寿命化計画（案）について、本編の案を作成したとの報告がありました。本計画に基づき、建築年次が古い順に長寿命化改修工事を実施することとし、来年度は斑鳩小学校の長寿命化改修基本計画の策定に取り組むとのことでした。

二つ目に、中学校部活動の地域展開に向けた取組み状況について、直営型クラブの指導者の登録状況、自主運営型クラブの状況、事業開始に向けたスケジュールについて報告がありました。委員より、学校施設の安全性について、地域クラブの運営や参加費等について質疑があり、理事者より答弁されています。継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項についてです。理事者より、(1)第5次斑鳩町総合計画・後期基本計画（案）について報告がありました。令和7年度に前期基本計画の計画期間が終了することから、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする後期基本計画を策定するものです。委員より、パブリックコメントについて質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、(2)女と男が輝く未来計画－第4次斑鳩町男女共同参画推進計画－（案）について報告がありました。第3次計画の計画期間が令和7年度に終了することから、令和8年度から令和17年度までの10年間を計画期間とする第4次計画を策定するものです。委員より、第3次計画からの主な変更点について等の質疑があり、理事者より答弁されています。その他、委員より、計画（案）の事前配布や事前に意見を言う機会を設けることについて、意見がありました。

次に、（３）斑鳩町地域防災計画の見直しについて報告がありました。令和６年能登半島地震等の大規模災害の教訓等を踏まえ、国・県の上位計画の改訂との整合を図るため、本計画の改訂を行うものです。委員より、パブリックコメントについて、最終答申案について、質疑があり、理事者から答弁されています。

また、口頭報告として、職員採用試験の実施について、災害時における宿泊施設の提供等に関する協定について報告がありました。委員等より、水道企業団への派遣職員について、宿泊施設との協定における費用負担についての質疑があり、理事者より、答弁されています。

次に、その他については、町議会に提出された要望書に関連して、委員より、通学路の危険箇所について、通学路の防犯カメラの設置状況等についての質疑や意見があり、理事者より答弁されています。

最後に、継続審査の取扱いを確認し、総務常任委員会を閉会しました。

以上が、当委員会の審査の概要です。詳細につきましては会議録に整理いたしますので、ご覧いただきますようお願い申しあげ、報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程４．予算審査特別委員長報告についてを議題とし、予算審査特別委員長の審査結果報告を求めます。

９番、横田委員長。

○予算審査特別委員長（横田敏文君） 予算審査特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

本会議から付託を受けました、議案第１２号 令和８年度斑鳩町一般会計予算について、議案第１３号から議案第１６号までの令和８年度各特別会計・企業会計予算についての４議案を、３月６日と９日の２日間にわたり審査を行いましたので、その概要と審査結果について、ご報告します。

まず、一般会計予算全体と一般会計歳入について説明を受けた後、各部ごとに、一般会計歳出、特別会計、企業会計について説明を受け、質疑を行って審査を進めました。

各委員からは、多岐にわたり数多くの質疑、また貴重なご意見、ご提案がございましたが、時間の都合上、ここでは報告を省略させていただきます。

審査の結果は、議案第１３号 令和８年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第１５号 令和８年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算についての２議案は、賛否の討論の後、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

その他の3議案は、満場一致で可決すべきものと決しました。

なお、討論となった2議案について、それぞれの反対意見、賛成意見の要旨をご報告すべきところですが、本日の本会議において討論の申し出がありますので、割愛させていただきます。

委員の皆さまには、長時間にわたり終始熱心に審査を賜りましたことに感謝を申し上げます。

理事者の皆さまには、予算審査特別委員会での貴重な意見、提案につきまして真摯にご検討いただき、今後の行政運営に反映させていただきますことをお願い申しあげ、予算審査特別委員長のご報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従い、表決を行ってまいります。

はじめに、議案第1号 斑鳩町乳児等通園支援事業の実施に関する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第2号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について賛否の討論を要するとの申し出があります。

よってこれより討論を行います。

はじめに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。

1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） それでは議案第2号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の内容の一部について、反対の立場で意見を申し述べます。

今回の改定は、人事院勧告や国家公務員の給与改定に準じて、町長の期末手当を引き上げるものであります。

私ども日本維新の会は、公約として「身を切る改革」を掲げ、政治家自らが率先して

改革の姿勢を示していくことを訴えてまいりました。その立場から考えると、物価高騰により生活に苦しんでいる住民が少なくない現状において、町長の期末手当を引き上げることは、適切であるのか、慎重に判断すべきであると考えます。

本町の行政運営に必要な予算や施策そのものに反対するものではありません。しかしながら、本議案の町長の期末手当の増額については、引き上げるべきではないと考え、本議案には反対をいたします。

議員各位のご賛同をお願い申しあげ、私の反対討論といたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

9番、横田議員。

○9番（横田敏文君） 議案第2号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から意見を申しあげます。

人事院は、毎年、国家公務員と民間企業従業員の給与について精緻な調査に基づく比較を行い、経済、雇用など社会一般の情勢を反映する民間企業従業員の給与水準と国家公務員の給与水準を均衡させることを基本とし、政府に対し勧告を行っています。

令和7年の国家公務員の給与に関する人事院勧告は、月例給、ボーナスともに、民間給与が国家公務員の給与を上回るとの調査結果を受け、国家公務員の給与、期末・勤勉手当等を引き上げることを内容とするものであります。

本条例改正は、この人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことから、この内容に準じ、町長、副町長、教育長の期末手当の支給月数を0.05月分引き上げるものであります。

特別職の期末手当の改正について、「引き上げ」「引き下げ」とともに、国の人事院勧告の内容を尊重することは、これまでからも、町の方針として示されています。

今般の条例改正についても、人事院勧告に準じたものであり、社会経済情勢を踏まえた内容であると考えられます。

以上の理由から、私は今回の改正は必要なものであると考えますので、本議案について賛成します。議員皆様のご賛同をよろしくお願いします。

○議長（中川靖広君） これをもって、討論を終結します。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立する者あり)

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。よって、議案第2号については、賛成多数で可決されました。

次に、議案第3号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例及び斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第4号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について賛否の討論を要するとの申し出があります。

よってこれより討論を行います。

はじめに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それでは、議案第4号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場から意見を申しあげます。

この条例改正は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和8年度から新たに子ども・子育て支援金制度が創設されること、及び地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金方施行令の一部を改正する政令の施行に伴い課税限度額が引き上げられたことから所要の改正を行うものです。

今回の改正のうち課税限度額の引き上げについては、これまでも低所得者対策とセットで行われてきた経緯もあり、特段反対するものではありません。しかし、子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、所得割で0.31%、均等割で18歳以上の被保険者は1,900円が被保険者へ負担増となる点については大きな問題があると考えます。

政府は「現役世代の負担軽減」を掲げながら被用者保険や国民健康保険、後期高齢者医療制度など、全ての医療保険に「子ども・子育て支援金」を上乗せして徴収します。税でも保険料でもない新たな負担を、公的医療保険に紛れ込ませて収奪するという、極めて異例で筋違いの制度です。少子化対策の「加速化プラン」の財源として、総額3.6兆円のうち1兆円をこの支援金で賄うとしていますが、子育て支援を本気で強化するなら国庫負担で対応すべきだと考えます。そもそも子育て支援は社会保険の対象ではな

く、医療保険料を少子化対策に流用すること自体、疾病や老齢などの健康リスクに備えるという公的医療保険の目的から大きく逸脱しています。医療と無関係の政策を保険料に上乗せする必要性はなく、制度の枠組みをねじ曲げて新たな負担を課す今回の方式は合理性を欠き、深刻な欠陥を抱えています。この方式が前例となれば医療と無関係な政策にまで保険料が流用される危険があり、断じて認める訳にはいきません。

以上の理由により、議案第4号については賛成できないことを申しあげ、私の反対意見とさせていただきます。議員みなさまのご賛同をよろしく申し上げます。

○議長（中川靖広君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

8番、井上議員。

○8番（井上卓也君） 議案第4号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

今回の条例改正は、国民健康保険が県単位化に伴い、奈良県内で税率等が統一されて実施されているなかで、令和8年度から、少子化対策の強化にあたり、子育て世代を支える新しい仕組みとして創設されます「子ども・子育て支援金分の課税」について、改定が行われるものであります。

この国民健康保険税の改定については、斑鳩町からの諮問を受け、国民健康保険運営協議会での審議を経て、答申を得たものであり、手続きも適切であると考えます。

また、奈良県も被保険者の負担増を抑制するため、基金を投入することで、医療分などの保険税率を引き上げない措置を講じられており、今回の改定はやむを得ないものと理解できるものです。

今後も、安定した国民健康保険の財政運営を図るため、収納対策の強化や医療費の適正化などに努めていただくことをお願いいたしまして、私の賛成意見とさせていただきます。議員皆様の賛同、お願いいたします。

○議長（中川靖広君） これをもって、討論を終結します。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（ 起立する者あり ）

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。よって、議案第4号については、賛成多数で可決されました。

次に、議案第5号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第6号 斑鳩町下水道条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第7号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第8号 令和7年度斑鳩町一般会計補正予算(第12号)についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、議案第8号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第9号 令和7年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、議案第9号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第10号 令和7年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第11号 令和7年度斑鳩町下水道事業会計補正予算（第2号）についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第12号 令和8年度斑鳩町一般会計予算についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第13号 令和8年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算については、賛否の討論を要するとの申し出があります。

よってこれより討論を行います。

はじめに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それでは、議案第13号 令和8年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、反対の立場から意見を申しあげます。

先ほどの議案第4号の討論で申しあげましたように、令和8年度は子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに子ども子育て支援金制度が創設され、国民健康保険会計では子ども子育て支援金分として所得割で0.31%、均等割で18

歳以上の方は1,900円が被保険者の負担増となります。

今回、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分については県の方で基金を取り崩し、値上げ抑制を図ったという点については一定、評価できるものの、先ほどの議案第4号で述べた反対討論と同様の理由により、議案第13号には賛成できないことを申しあげ、私の反対意見とさせていただきます。

議員みなさまのご賛同をよろしくお願いします。

○議長（中川靖広君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

6番、坂口議員。

○6番（坂口徹君） それでは、議案第13号 令和8年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

奈良県では、県内市町村の保険料率を統一し、国民健康保険制度が、国民皆保険制度を支える公的医療制度として、持続可能なものとするため、県を単位としての運用が進められております。

令和8年度では子ども・子育て支援金制度が創設され、新たな課税が生まれましたが、奈良県では基金を活用し、被保険者への負担を抑制する措置を講じています。

そうしたなか、本町の国民健康保険運営協議会におきまして、令和8年度の保険料率について慎重審議をされ、改定を行うことで答申されたところであります。

この答申に基づき見直された内容で、本特別会計予算が編成されており、妥当なものと考えております。

町におかれては、引き続き国民健康保険の財政健全化に努めていただくよう要望いたしまして、賛成意見とさせていただきます。

議員皆様のご賛同、よろしくお願いします。

○議長（中川靖広君） これをもって、討論を終結します。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（ 起立する者あり ）

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。

よって、議案第13号については、賛成多数で可決されました。

次に、議案第14号 令和8年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、議案第14号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第15号 令和8年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算については、賛否の討論を要するとの申し出があります。

よってこれより討論を行います。

はじめに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。

12番、木澤議員。

○12番(木澤正男君) それでは、議案第15号 令和8年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

令和8年度は保険料率の見直しが行われ、医療分の均等割では51,500円から57,100円へ、また所得割では10.55%から10.63%へと引き上げとなります。さらに子ども・子育て支援金分が導入され、所得割0.25%、均等割1,400円が新たに追加されます。これらの改定により、保険料は一人当たりで年間で平均10万6,000円となる見込みです。前回改定時の平均保険料が9万5,155円だったので、比較すると一人当たり年間で1万円強の値上げとなります。

前回の改定時に、出産育児一時金のための財源をまかなうとして被保険者一人当たり年間で629円の負担増が盛り込まれました。今回も法改正により、新たな負担が導入されます。

先の反対討論で申しあげた通り、医療保険への子ども・子育て支援金の新たな負担の導入は筋違いなものであり、認める訳にはいきません。さらに今回は医療分についても負担増となり、後期高齢者にとっては2重の負担増となります。

近年、物価の上昇に対し年金の給付が追いついておらず、暮らしが大変な高齢者に対し、理不尽な負担を求める内容が含まれた予算には大きな問題があると考えます。

後期高齢者医療特別会計については、なかなか町の裁量が及ばない点については理解していますが、以上のことから、議案第15号には賛成できないことを申しあげ、私の反対意見とさせていただきます。議員みなさまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(中川靖広君) 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

4番、小城議員。

○4番(小城世督君) 議案第15号 令和8年度 斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算

について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、法令の規定により、県内の全ての市町村で構成された広域連合が運営主体であり、県全体のこの制度における医療に要する費用の推計をはじめ、保険料率にかかわる事項は、すべて広域連合において決定がなされるものであります。

この制度において市町村に特別会計が設置されているのは、市町村の事務とされている収納した保険料を広域連合に納付することを明確にするためであり、令和8年度の本町の特別会計予算については、決められた保険料の総額や軽減に必要な財源等について、適正に予算計上されています。

なお、広域連合においては、将来の医療給付の増加に伴う保険料負担も考慮しながら、剰余金を活用し、保険料の上昇を抑制されており、被保険者への配慮もなされています。

以上の観点から、令和8年度の本特別会計予算については、賛成するものであります。

議員皆さまのご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） これをもって、討論を終結します。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（ 起立する者あり ）

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。

よって、議案第15号については、賛成多数で可決されました。

次に、議案第16号 令和8年度斑鳩町下水道事業会計予算についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号については、満場一致で可決されました。

次に、認定第1号 町道認定についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号については、満場一致で認定されました。

ここでお諮りします。

追加日程 1. 発議第 2 号 斑鳩町議会傍聴規則の一部を改正する規則についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、追加日程 1. 発議第 2 号を日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することに決しました。

それでは、追加日程 1. 発議第 2 号 斑鳩町議会傍聴規則の一部を改正する規則についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

12番、木澤委員長。

○議会運営委員長(木澤正男君) それでは、発議第 2 号 斑鳩町議会傍聴規則の一部を改正する規則について、説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

発議第 2 号

斑鳩町議会傍聴規則の一部を改正する規則について

標記について、地方自治法第 109 条第 6 項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和 8 年 3 月 24 日 提出

議会運営委員会

委員長 木 澤 正 男

それでは、要旨の朗読をもって、説明に代えさせていただきます。

傍聴人の守るべき事項を現在の社会情勢に即した内容に見直すとともに、住民に開かれた議会の実現を図る観点等から、本規則において所要の改正を行うものであります。

1. 主な改正内容

(1) 傍聴手続きの見直し(第 4 条の改正規定)

傍聴人受付票に記入する事項から年齢を削除します。

(2) 傍聴席への持込禁止物及び入場制限の見直し(第 7 条の改正規定)

① 他人に危害を加えるおそれのある物の規定を整理します。

② 視覚的に会議妨害となる物を例示している規定を統合し、議場にいる者に対する示威的行為のために使用されるおそれがある物等の携帯・着用を禁止する規定に改めます。

③ 保護者等の付き添いが必要な者の年齢を、12歳未満から乳幼児に緩和します。

④ 会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者の例示を追加します。

(3) 傍聴時に遵守すべき事項の見直し(第8条の改正規定)

① 騒ぎ立てること等の例示を削除し、静粛の保持に関する努力義務へ統合します。

② 議場にいる者に対する示威的行為を禁止します。

③ 帽子、コート及びマフラーの着用等、品位保持に関する制約を廃止します。

④ 遵守事項の明確化を図る観点から、不体裁な行為の禁止規定を削除し、他人に迷惑を及ぼす行為の禁止規定に統合します。

(4) その他条文整理等所要の改正

2. 施行期日

令和8年4月1日から施行します。

以上をもちまして、説明とさせていただきます。

議員皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(中川靖広君) お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、発議第2号については、満場一致で可決されました。

次に、日程5. 各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定されました。

各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査について、よろしくお願いいたします。

します。

次に、日程 6. 議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定されました。

議会運営委員会には、閉会中の審査について、よろしく願います。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

閉会に先立ちまして、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

○町長(中西和夫君) 令和 8 年第 1 回町議会定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会では、斑鳩町乳児等通園支援事業の実施に関する条例についてなど、25 議案を提出させていただきましたところ、議員皆様方には、終始熱心にご審議を賜り、いずれの議案につきましても、原案どおりご承認賜りましたことに対しまして、深く感謝申し上げますとともに、厚くお礼を申し上げます。

本日ご承認いただきました令和 8 年度予算に基づき、第 5 次斑鳩町総合計画の実現に向け、また「和の心で未来へ続く斑鳩」をつくるため、職員と知恵を絞りながら心をひとつにして全力で取り組んでまいりますので、更なるご支援・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

新年度をひかえ、なにかと忙しい時期かと思いますが、議員皆様方には、くれぐれもご自愛くださいますようお願い申し上げます。本定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(中川靖広君) これをもって、令和 8 年第 1 回斑鳩町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午前 10 時 23 分 閉会)